

愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第三一号 抜刷
二〇二六年三月

戦国期土佐大名の南予進出の実態と特質

山内治朋

戦国期土佐大名の南予進出の実態と特質

山内 治朋[※]

はじめに

戦国期の土佐勢力による南予進出については、特に長宗我部氏の侵攻について中央・地域を問わず触れられる機会が多い。しかし、長宗我部氏が一条氏配下の国衆から自立したことや、一条氏が南予東隣の土佐幡多郡を本拠としたことなどからも、南予にとって一条氏の存在は無視できない。すでに一条氏と南予勢力の多様な結び付きは朝倉慶景氏、石野弥栄氏らの先駆的業績によって明らかになり、近年の市村高男氏らによる学際的研究は一条氏権力を再評価するものであり、一条氏権力の視座から中世伊予の終焉について論じた津野倫明氏は西南四国の戦国期の争乱は一条氏を軸に展開されたと述べている¹⁾。

一方、長宗我部氏の南予進出については、個別具体的な政治・軍事的情勢に絡めた論及は多いものの、意外にも具体的な地域掌握の実態まで踏み込み一次史料主体に論及したものは少ない。かつて拙稿でも若干触れたことはあるが、主題がそこになかったため深められてはいなかった。そこへ、近年中平景介氏がこれに取り組み、長宗我部氏は本国が脅かされない限り東四国対策を優先し、宇和郡では国境に近い境目地域の一定程度の安定を確保する中で、隣接する他勢力と衝突を生んだこと、境目の外の喜多郡では反河野方と与同関係を形成しつつも本格的な影響力浸透にいたらなかったことを説くことにより、天正前期の長宗我部氏の勢力範囲は永祿末期の一条氏に及ばないという重要な指摘をしている。また、最近中平氏及び拙稿において、大規模な南予侵攻となった天正十二（一五八四）年の軍事侵攻についても論じられ、具体像に若干の見解の相違はあるものの、総合的な制圧状況として、ともに短期間の侵攻による掌握範囲は結果的に南予全域に及ばず限定的だったことが明示された。その上

で、拙稿では長宗我部氏の南予進出は実効掌握・軍事制圧ともに全域的に成し遂げられておらず、戦国最末期の同氏の伊予掌握は、東予二郡（新居・宇摩）及び近隣地域と、南予二郡（喜多・宇和）の部分的地域に限られ（本稿追記…浮穴郡南西端部）、その他の広範囲で実効力が及ばなかったことを述べた²⁾。

こうした土佐大名の南予進出について、平井上総氏が指摘するような長宗我部氏が一条派勢力を攻撃することで幡多郡の安定を確保するという理解は、南予においても両権力の移行に係る連続性や断絶性という、従来意識されにくかった視点を喚起する。すなわち、両権力の個別考察にとどまらず、通観しながらの対比的考察により、相対的に両権力の特質として浮かび上がるものもあるだろう。この問題意識から、最近当該テーマの展覧会図録『西南四国の中世社会と公家』の拙稿コラムにて比較考察を試行し、対照的な違いを概観したところであるが、紙幅の制約などから触れられず補足すべき点も多く残した⁴⁾。また、かつて石野氏は、藤木久志氏が「国郡境目相論」に着目して戦国大名間の紛争を境目での領土紛争としたことを受け、喜多郡・宇和郡は伊予・土佐の大勢力の中間地帯の性格を帯び、これら国郡を代表する勢力の抗争が発展したのが永祿南予争乱（鳥坂合戦）と評価しており、国郡という伝統的地域範疇や、戦闘の野心的性格ではない境目紛争の性格という意識を喚起する³⁾。さらに、最近中平氏は、戦国末期の伊予の地域秩序について、旧来の伝統的権威が求心性を保持し、現実の軍事力のみではない従前の枠組みに基づく秩序観が地域秩序形成の一つの根拠になっていた様相を描き出しつつも、南予における一条氏・長宗我部氏の秩序形成においては、旧来の公的権限に基づく支配の正当性を有した徴証が見られないとして、国衆従属の判断材料が軍事力のみなのかどうか、個別検証の必要性を説いている⁶⁾。

そこで本稿では、一条氏・長宗我部氏の南予進出の実態という、西南四国における国境を越えた権力形成について、近年の先行研究に多くを導かれつつ、一部見解の異なる部分や補足すべき点にも言及しながら、過程や性質などに着目して通観する。これにより、背景にある両権力の意識や志向性、あるいは南予国衆側の意図などについて、両権力の相互比較を意識しつつ、あらためてそれぞれの展開の特質を探ることを試みたい。

一 一条氏と南予

(1) 宇和郡領主層との協調・掌握

一条氏と南予の結び付きは、すでに諸先行研究でも論じられているので、個別具体的様相はそれらに譲り、ここでは過程や性質などに着目しながら展開の特質を確認したい。伊予の山間国境地域は、土佐の仁淀川水系・四万十川水系の上流の地域も多く、従来土佐と関わりは深く、宇和郡中部では宇和海近くまで四万十川水系に属し、水系で一条氏本拠の幡多郡中村(四万十市)とつながる。

一条氏は、土佐知行国主・幡多荘園領主の撰関家一条家から応仁二(一四六八)年に前関白教房が中村へ下向し、子息房家が土佐一条氏初代となると、隣接する宇和郡へ早々に関係形成を図る。同じ公家の精華家で伊予知行国主・宇和荘領家・宇和郡地頭職の系譜を引く、宇和郡最大の求心権力の西園寺公宣へ次女を嫁がせ、子(公宣次子、房家孫)も誕生した。房家の生年(文明七か九(一四七五か七七)年)から推算すると、婚嫁は永正後期〜大永年間頃(一五一〇・二〇年代頃)に相当しよう。京都の一家家と西園寺家にも古くから姻戚関係があり、下向先でも同関係を結んだことになる。西南四国の公家同士、友好関係による領域支配の安定化を意図したことは間違いないだろうし、この場合は支配基盤形成初期の婚姻同盟ともいえよう。

国境地域からの掌握も、沿岸・内陸ともに展開する。伊予最南沿岸部で幡多郡と接する御庄(愛南町)では、御庄氏の名跡を家司の勤修寺氏流の町氏に継がせるとともに、二代目冬頭(顕冬)に西園寺氏同様に房家の娘を嫁がせてい

る。継承時期は、石野氏は永正末期から天文年間(一五二〇年頃〜五〇年頃)とし、朝倉氏は永正から天文初期(一五〇〇年頃〜三〇年頃)とみている。⁸⁾

「御庄(御荘)」は京都青蓮院門跡の荘園観自在寺荘に由来し、当初の御庄氏は荘官として土着した坊官谷氏が名乗っていた。青蓮院門跡には、京都九条家・一条家の子息からも門主が迎えられたこともあり、御庄地域は一条家と所縁のある隣接地域であった。しかも、観自在寺荘は寛喜年間(一二二九〜三二年)の官符や応永年間(一三九四〜一四二八年)の目録に、「土佐国観自在寺」と記され、⁹⁾解釈には諸説あるものの、土佐とも何らかの所縁を有したとみられる。御庄を含む宇和郡最南部には、西園寺氏の支配が及んだ形跡もない。一条氏からすれば、有縁の権門寺院領の荘官家の実質的な家臣化・一族化であり、それは西園寺氏の求心力が及ばない地域をカバーするものともいえ、荘園の管理に土佐が何かしら関与していた可能性もある。一方、在地側からすれば、京都の青蓮院との紐帯に固執せず、存立保護のため身近で有縁の権門一条氏への属性を受容しやすい地域環境もあったのではなからうか。当地の一条氏支配を正当化する明確な旧来権限は見当たらないにしても、権門・家門といった旧来の伝統的紐帯が、御庄氏包摂の前提にあったことを示唆する。

内陸では、少し時代は下がって、四万十川水系上流の国境地域河原淵(松野町・鬼北町)の河原淵氏へ、房家孫の教忠(房基甥/兼定従弟)を養子に入れ、一族化している。教忠は、天文十八(一五四九)年九月に房家子の教行が従五位下に叙された数日後、教行子として同じく従五位下に叙されているので、¹⁰⁾養子入りはそれ以降の弘治・永禄初頭頃(一五五〇年代後半頃)の四代兼定の治世に相当する。現地活動初見が永禄三(一五六〇)年の鑰山山王宮(鬼北町)の社殿建立¹¹⁾なので、時系列的にも齟齬しない。

同じく国境地域で、四万十川水系広見川・四万川の源流域に隣接する北之川(西予市城川町)でも、弘治三(一五五七)年に攻撃をかけ、その十二年後の永禄十二(一五六九)年には北之川氏配下とされる永山氏へ恩賞を給付し、主従関係を結んでいる。¹²⁾この時期、喜多郡宇都宮氏へも接近することから、同郡進出への経路確保などとの関連性も十分想定できる。

また、国境からかなり入った郡中央部、宇和盆地の南隣で四万十川水系三間川上流の三間（宇和島市三間町）の土居氏でも、天文中期の一条氏による高岡郡蓮池城（土佐市）攻略時に、豊後大友氏から土居式部大輔へ、大友氏の加勢もやむないとし、一条氏への忠貞に励み、大友氏との結束を求めている。当時、三間土居氏が一条・大友方と友好的であったことを示す。参考までに、一次史料ではないが、近世前期成立の「清良記」には、土居氏から清良姉が一条家忠（「清良記」は房家弟とする。土居宗珊と同一の説もあるが事実は不明。）へ婚嫁したとの記述や、大友氏との石城合戦の敗戦後に清良が一条氏を頼り幡多郡で再起を図ったなどの記述がある。⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

「長宗我部地檢帳」によれば、こうした御庄氏、河原淵の芝氏、宇和海沿岸法花津（宇和島市吉田町）の法花津氏、そして三間地域の諸領主たちへ、時期は不詳だが幡多郡内に所領を給付していた。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

万十川水系上流にいたる、宇和郡南部・中部領主との主従関係の構築である。



図1 一条関係地図（地理院タイルに加筆）
「←」：永祿南予争乱の一条侵攻ルート（推定含む）。

「吉田古記」には「高野山窪之坊過去帳」に記されていた名前として、法花津氏・多田氏・鳥坂氏・土居氏の名が見える。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

この結び付きを確認でき、おおよそ永祿期と推測する見解もある。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

こうした懐柔が功を奏したのだろう、永祿十・十一（一五六七・六八）年の永祿南予争乱（鳥坂合戦）では、河原淵衆・三間衆・明間氏・多田宇都宮氏ら進軍経路上の内陸諸領主が一条方として協力・参陣しているし、沿岸部の御庄氏・津島氏・法花津氏らへも同調を要請している。また、この南予出陣の前段として、河原淵氏への加勢を長宗我部氏などへ発令している。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

さらに、考古学の知見からも、松田直則氏は、一条家家臣団が構築した城郭に見られる特徴の連続堀切・連続竪堀（二〜三重の堀切・三本以上の連続した竪堀）を備える城郭が、鬼北地域（松野町・鬼北町・宇和島市三間町）や宇和島市南部（同市津島町）にも確認できると指摘する。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

一条氏の宇和郡進出は、宇和海沿岸や四万十川水系という沿岸・内陸の双方から国境地域を掌握して拠点を形成し、そこから沿岸・水系伝いに北上展開することで、徐々に宇和郡の中・南部の国衆層を懐柔したという地域的な展開方針が浮かび上がってこよう。結果として影響力が及ぶ範囲は、宇和郡南部から中部にまでいたっており、中部においては三間・明間のように西園寺氏の勢力圏と競合する地域もあった。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

進出当初に、まず伝統的支配権に由来する最大求心権力西園寺氏との公家同士の婚姻同盟、最南沿岸部の権門領官家御庄氏の家臣化・一族化により、南予の広域・伝統的な地域求心権力との協調関係の形成を優先的に行っている。⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

撰関家一族の土佐一条氏が地域の伝統的権威を重視し、その要素を取り込むことで、西南四国の広域の地域秩序形成において、特に西園寺氏を中心とする地域秩序を利用しようとする意図が垣間見える。また、御庄氏の包摂も権門支配以来の支配根柢の糾合を意味し、西園寺氏権力の利用の限界を補完するものであろう。西園寺氏、御庄氏、後の河原淵氏も合わせ、一族化により、いわば権

門ネットワークを築いたことになる。ただし、留意したいのは、一条氏は宇和郡において自らが具体的に領国支配を及ぼした形跡はない。もしかすると、そこに南予に伝統的権限を持たない一条氏の限界があったのかもしれない。おそらくは、あくまで土佐を東進するための、背後防衛としての紐帯形勢の要素が強かったのではないだろうか。

一方の国衆側からすれば、一条氏に南予支配を正当化する伝統的権限がなくとも、宇和郡の求心権力たちが姻戚関係・主従関係を結び協調・依存する撰闕家一族という意味で、一条氏は宇和郡と無関係ではなく、より上位の家格と実力を備える有力権門勢家という現実的実力者でもある。特に、御庄氏・河原淵氏・津島氏のような国境・南部の国衆は、西園寺氏との結び付きを明示する一次史料は管見の限り見当たらず関係は希薄であったとみられる上、他に存立保護を期待できる依存権力も地理環境的に限られてくる。そこに、国境・南部の国衆を中心に、隣接する土佐幡多郡の一条氏に依存する根拠や有用性を見出していたと評価できるのではないだろうか。

(2) 喜多郡への展開と土佐退去後の潜在的影響力

永祿年間頃には北の喜多郡への進出を企て、一条兼定が宇都宮豊綱の娘を妻に迎えている。宇都宮氏は、鎌倉期の伊予守護職、喜多郡地頭職、室町幕府引付衆の家柄で、守護河野氏とは別の独自の地域支配を展開し、当時の足利義輝政権下の幕府でも「外様衆、大名在国衆」として河野氏らと同等の待遇であった²⁰。喜多郡でも旧来権限に由来する広域の求心権力と姻戚関係を結んだのであり、宇都宮氏を中心とする地域秩序を連鎖的な影響力拡大に利用しようという宇和郡同様の意図が垣間見える。一条氏にとって、西園寺氏・宇都宮氏との結束(婚姻)は、南予で地域秩序を形成する上で、優先的な意義を持ったと考えられる。ただ、娘を嫁がせた宇都宮氏側にも相応の意図があったはずだが、これについては具体的には量りかねる。

一方で、宇都宮氏以外の喜多郡国衆とは、土佐在国期では直接関係形成した形跡は管見の限り確認できない。将来的に国衆層との関係形成をにらんだ可能

性は十分あるが、衰退期を迎えて結果的に喜多郡ではそこまではいたらず、また喜多郡国衆にとっても、一条氏はあくまで宇都宮氏の支援権力として、同氏を介して間接的につながる存在から進展することはなかったとみられる。

一条氏・宇都宮氏の関係形成により永祿南予争乱で一条勢は出陣し、河野氏と対立した宇都宮氏を支援するため宇和・喜多郡境まで進軍し、高島に布陣し、高島・鳥坂(大洲市・西予市)で毛利・河野・西園寺勢と衝突した。宇都宮氏と協調した反面で、西園寺氏との協調関係は破れる。もしかすると、侵攻の機に乗じて、喜多郡国衆層との直接的な関係形成をも狙う真意もあったかもしれない。ここでの鳥坂合戦敗退と宇都宮氏救援失敗により一条氏は権威失墜に拍車がかかり、長宗我部氏が独立志向を強め、兼定は天正二(一五七四)年に追放され、翌三(一五七五)年の渡川合戦敗退で実効支配権を喪失した。

しかし、喜多郡ではその後も天正五・六(一五七七・七八)年と推定される頃に、大津盆地西端平地(大洲市)の梶谷氏の懇意への反対給付として幡多郡内の所領を約束している。²¹「下山之内家地分(四万十市)」という本拠幡多郡の具体的な所領を約束しており、再起を現実的に目指す意志の表われのようでもある。文中で「不可有他言候」とも記しており、単に特別扱いの意味だけでなく、結束維持の密約的な要素も匂わせる。

また、土佐退去後に兼定が逃れ住んだ場所は、法花津氏の制海圏の宇和海戸島(宇和島市)であった。天正九(一五八一)年九月初頭頃には宣教師ヴァリニヤールが見舞っている²²ので、それ以前からの居住は間違いなく、長宗我部氏は戸島的一条兼定へ、土佐復権を放棄する代わりに島(戸島か)での生活を認めることを条件に和睦を提案していた²³。真意は量りがたいが、一条氏の潜在的影響力を意識していたとみて間違いなからう。同じ頃、長宗我部氏に温存されていた嫡子内政も伊予に追放されたとも考えられており、父子で伊予を頼り、兼定は領土回復を志向し続けていた²⁴。これらは、実権を失い土佐を離れてもお、南予に支援勢力が存在した事実を物語っている。

下って天正十五(一五八七)年、御庄基経は尾崎氏へ知行給付する際、依然として一条氏時代の書式を踏襲した知行目録を発給している²⁵。袖に「御給」と

記してあり、一条氏時代に同氏承認の証しの文言だとする指摘がある²⁵⁾。すでに一条氏権力はなく、長宗我部氏も天正十三（一五八五）年の四国平定で土佐一國に封じ込められ、伊予はすでに小早川氏領国ながら南端まで実効支配が十分及んでいた徴証はない。つまり、上位の存立保護権力が不明瞭な時期に、国衆御庄氏が独自の行為として行った知行宛行と見るのが最も自然な解釈といえる。単に慣習的に書式踏襲しただけなのか、あえて意図的に踏襲したのかは不明ながら、背景には一条氏支配が地域に深く根差し、国衆の地域支配にも潜在的に影響を残し続けていた様子がうかがえるのである。

最後に、土佐一条氏自体は兼定の土佐退去後も、長宗我部氏のもとで内政や政親らにより命脈を保っていた。これを踏まえ、津野倫明氏は、中世末期の西南四国の戦乱の象徴であったイエの存亡をメルクマールとするならば、関ヶ原合戦後に長宗我部氏改易とともに土佐を離れ土佐一条氏が消滅することをもって、「長い、中世伊予の終焉」のおわり」としてもよいだろうと指摘している²⁶⁾。南予では、長く一条氏の支配・影響を受け続けたことで、実権喪失後も伝統的権威の名残を残し、潜在的影響力を少なからずとどめ続けていたといえるだろう。

二 長宗我部氏による懐柔と掌握状況

（1）宇和郡での懐柔と与同

長宗我部氏の南予進出の展開については、拙稿でも触れたことはあるが、とりわけ近年の中平氏の検討に詳しい²⁷⁾ため、詳細はこれに譲るとして、ここではこれらを参照しつつ、幾分かの私見を交えて、過程や性質などに着目しながら展開の特質を探ってみよう。

まず、協調や懐柔の面から見ていくが、実は南予勢力と長宗我部氏との間で、具体的に懐柔を進める様子や、掌握の実態を物語る史料はほとんどない。史料残存の偶然性もあるかもしれないが、多くは軍事行動に関わる音信などであり、実はそれこそが長宗我部氏の南予進出の特徴を反映しているのかもしれない。

ない。以下、断片的な史料ながら、まずは宇和郡から確認していく。

長宗我部氏は、永祿南予争乱ではいまだ一条氏に従う中で、一条氏の出陣直前に西園寺氏へ和睦交渉を持ちかけ、そこで宇和郡衆を引き合いに出すなど、西園寺氏ら宇和郡衆との交渉パイプを有していた。その後も、土佐統一以前には、一条氏と敵対した毛利氏・来島村上氏・西園寺氏らと友好関係を保つ²⁸⁾。そして、天正初期頃には北之川氏や、河原淵の芝氏らは、後でも触れるとおり長宗我部氏に通じていたとも伝わる。宇和郡の求心的権力、高岡郡方面の国境北之川、幡多郡方面の国境河原淵というふうには、土佐を統一する頃には、伝統的権威や国境地帯に対して関係形成を進めていた形跡がある。これらは、一条氏を凌駕する上で有利に働くもので、少なからず利用の意図が推察される。

そのうち、北之川氏については、親安が高岡郡波川（いの町）の波川清宗と長宗我部元親妹の娘を妻に迎えたこととされ、元親の姪婿になっている。南予進入路の国境領主の懐柔策であろう。しかし、後述するとおり、その結果は必ずしも十分ではなかった。

また、国境地域で言えば、宗教勢力との関係形成を知る貴重な史料が近年発見された。年次は未詳ながら、宇和郡魚成（西予市城川町）の龍澤寺から長宗我部氏へ進物が贈られ、元親から札状が発給されている²⁹⁾。

【史料1】

玉章拝披欣悦至候、／自是无音罷成候処、遙々／蒙仰、殊青峽一箇御懇／志儀難謝候、以来儀／不可有□（疎力）意候、猶委細者／瑞應寺迄申達候条、不能細筆、恐々謹言

七月廿八日 元親 判

龍澤寺

尊報

「 長宗我部宮内少輔

龍澤寺

元親

尊報

使者として長宗我部氏本拠岡豊城（南国市）の麓の瑞応寺僧が立っていること、封紙の「長宗我部宮内少輔元親」と正称で署名していることなど、最上級ともいえる厚遇の様子が見て取れる。地域の中核寺院としての敬意はもちろんだが、もしかすると接触間もない時期の気遣いなのかもしれない。わざわざ龍澤寺が音信・進物を贈る背景には、長宗我部氏からの保護への期待があったのかもしれない。一方の長宗我部氏としては国境地域掌握への宗教面からの布石という意味で、両者は相互利害から接近した可能性が想起される。

また、龍澤寺へは、天正九（一五八一）年までに長宗我部家臣で高岡郡久礼（中土佐町）の佐竹信濃入道（儀直か）が逆修善根のため馬を寄進している。家中での帰依の広がりがかがわされる。

その後、やはり年次に議論はあるものの、天正十二（一五八四）年あたりに比定されることとして、西園寺氏が法花津氏の仲介により長宗我部氏と「一致」している⁽³³⁾。

【史料2】

今度 西園寺殿御一致／儀、併各御取成故候歟、／令祝着候、於後々聊不／有疎略之条、無御隔心／御入魂所仰候、仍太刀一腰・／馬一疋進入之候、猶使僧／可申達候、恐々謹言

卯月十一日

元親（花押影）

法花津播磨守殿

御宿所

両者間の歩み寄りもあつた事実を示している。ただし、この歩み寄りは「従属」とは限らない。石野氏も指摘するように、屈服させたのならわざわざ仲介を通して「一致」し、それに感謝し入魂を望み品々を献上するのは不自然なため、「和睦」とみるべきであろう⁽³⁴⁾。つまり、長宗我部氏による西園寺氏・法花津氏らの掌握とまで明言できるものではない。実際、最終的に天正十二年十月に西園寺氏本拠黒瀬城（西予市宇和町）は攻撃されており、それ以前には確か

に服従していなかった。どちらからの働きかけかは分からないものの、長宗我部氏が戦国最末期まで伝統的権威西園寺氏との関係形成を試み続けていたことを物語る。国衆から一国大名となり、その後も一条氏を推戴して「御所体制」を敷いた長宗我部氏にとって⁽³⁵⁾、南予で支持を得るうえで現地支配の正当性を持つ伝統的権威は有用性の高いものだったろう。一条氏時代と同様に、西園寺氏を中心とする地域秩序は、宇和郡の掌握にとって有意義な根柢の一つだったと考えるべきだろう。

しかも、すでに一条氏との関係性が根付き、一条氏自身も居住する南予においては、一条氏を凌駕した長宗我部氏に対する国衆たちからの不信感や抵抗感はない。一条氏に幾分なり依存した宇和郡国衆は、長宗我部氏の土佐統一の段階で、長宗我部氏に乗り換えるか、一条氏への敬慕を維持しつつ西園寺氏あるいは河野氏といった伊予の支配権力を頼るか、去就の選択に迫られたはずである。

一条氏のような伝統的権威を備えない長宗我部氏と国境地域の国衆が結びつく背景として、まず想起されるのは一条氏配下時代からの長宗我部氏との関係継続である。しかし、長宗我部氏への信頼喪失や反感から、関係破綻する可能性も十分ある。一条内政・政親を推戴していても、南予での実際の効果の徴証はなく、実際、その表れのように、後述のように北之川氏とは土佐統一後早々に不和に陥っている。南予進出の進捗が鈍かったことにも、この長宗我部氏への不信感・抵抗感が少なからず影響しているのではないだろうか。これを払拭することは、南予で支持を得る上で課題となったはずである。

そうした南予で、長宗我部氏に与同した勢力は何に有用性を見出したのだろうか。史料の制約が甚だしく二次史料からの抽出になるが、土佐統一前後に早々に長宗我部氏と結び付いたとされる国境地域の国衆のうち、芝氏に関する「宇和旧記」の記述が示唆的である。元は河原淵氏配下であった芝氏は以前から土佐勢力と通じ、数年来の謀略により河原淵氏に取って代わったという⁽³⁶⁾。正確性は劣るものの、河原淵領内での軋轢と、対抗する上での土佐勢力への依存という要素を読み取れる。しかも、後述するとおり、これを裏付けるように

天正七（一五七九）年には河原淵地域の勢力と長宗我部氏との入魂を確認できる⁽³⁷⁾。長宗我部氏にとつても、一条氏一族の河原淵氏を包摂することも一つの方法であろうが、排除することも有益であり、反河原淵氏の勢力を支援する理由になる。すなわち、敵対勢力との対抗上で支援権力（後ろ盾）として、現実的な実行力である軍事力への期待が見えてくるのである。

（2）喜多郡と反河野勢力

天正三（一五七五）年に土佐を統一すると、東四国で阿波・讃岐へ軍事侵攻を開始するが、伊予では激しい戦闘はしばらく見られず、背景に長宗我部氏が阿波制圧を優先したためと考えられている⁽³⁸⁾。土佐統一後、南予地域権力との結び付きを示す一次史料上の初見は喜多郡に見え、天正六（一五七八）年に長宗我部氏は、頼りの者がいるのほどなく思い通りになるとの見通しを述べている⁽³⁹⁾。しかし、天正前期の長宗我部氏と喜多郡国衆との結び付きを、具体的な部分まで把握できる一次史料は現状では確認できず、明確な年代で把握できる事例は、天正後期の曾祢氏・平氏となる⁽⁴⁰⁾。

彼らとの関係性について興味深いのは、年代に議論の余地を残すものの、曾祢氏の覚悟と馳走意思を喜び、今の合戦で思い通りの戦果を得たなら、知行を約束する旨を平氏に伝えた長宗我部元親書状である⁽⁴¹⁾。

【史料3】

宣高無二御／覚悟、各以善／悪共可預御馳／走旨、太慶之／至候、當弓／箭属本意／候者、相應御知／行分可申合候、／弥御入魂可為／肝要候、猶委細／段久武内蔵介／可申述候条、／閣筆候、恐々謹言

長宮少

七月六日 元親（花押）

田平殿

御宿所

「當弓箭属本意候者、相應御知行分可申合候、弥御入魂可為肝要候」と、知行給付を約束しつつ入魂を要請している。主従関係への発展を示唆させるものがある。しかし、最終的な給付の有無は不明なため確定的ではない。特に、曾祢氏の境目領主としての両属的性格を考慮すると、年次比定などの不確定要素次第で、長宗我部氏との関係の評価は変わってこよう。なお、平氏の勢力圏の平郷北山（大洲市）の元城跡では、長宗我部氏の築城技術に類する当地域としては特異な特徴が確認されている⁽⁴²⁾。

曾祢氏・平氏以外では、例えば後世編纂物に散見される菅田大野氏などは、結び付きを一次史料上では確認できない。とはいえ、天正十二（一五八四）年段階でも、具体像は不明ながら与同勢力たる「一味」は依然存在していた⁽⁴³⁾。

河野方と反河野方の対立軸で争う喜多郡において、反河野勢力にとつて長宗我部氏がかつての一条氏に代わる有力な支援権力（後ろ盾）として期待できる存在であり、一方の長宗我部氏も反河野勢力は喜多郡への足掛かりに利用できる。相互利害により、求心権力宇都宮氏が消えゆく天正前期に、国衆層と徐々に直接結び付き、与同勢力が形成されていったとみられる。ただし、あくまで一部国衆との緩やかな与同関係だったとみられる。

宇和郡・喜多郡ともに、長宗我部氏に依存した国衆たちの背景には、現実の対立克服のため、実効力としての軍事力による支援への期待があつたものと考えてよいのではないだろうか。

三 長宗我部氏の軍事侵攻

（1）軍事力による制圧状況

「宇和旧記」によれば、土佐統一直後の天正四・五（一五七六・七七）年頃には、北之川氏が「不合」になつてたがたび合戦になつたという⁽⁴⁴⁾。それまでは良好な関係だったということであり、一条氏時代からの誼や元親姪との婚姻などの効果であろうか。最終的には、同八・九年もしくは同十・十一（一五八二・八三）年に本城三滝城を攻め、北之川親安を討ち取り落城させたとする。

桜井久次郎氏の検討や、中平氏が指摘する傍証史料の存在から、北之川攻撃自体は事実の可能性が高い⁽⁴⁵⁾。年次は主に二説あるが、中平氏も紹介する「高野山松門院過去帳写」⁽⁴⁶⁾に北之川親安の忌日を天正十一年一月十三日としていることは、最終的な北之川制圧が天正十一年だったことを伝えているのかもしれない。いずれにしても、宇和郡の国境地域では、早々に抗争状態に陥った地域もあつたようである。

土佐統一後にこうした宇和郡国境地域での不和・衝突が発生し、一次史料上で土佐勢の宇和郡侵攻が散見される初見は、喜多郡で先述の与同勢力形成が見え始めるのと同じ、天正六（一五七八）年の魚成付近への土佐衆襲来である⁽⁴⁷⁾。

【史料4】

去天正戊寅四月、從佐州到預州諸軍勢発足之砌、以貴院御才覚被仰調候、而山内俊光公、津野親房公、却而為静狼藉与放火、被加警固、寺家安全之段、自他之覚此事、総而為謝貴院大功矣、當寺四代 蒲菴大和尚之法衣之御袈裟黒衣、同先師流通之首楞嚴一部印本遣之候、被頂拜其右虚蔭後昆之处、乾徳勝他山海蔵秀郡峰可異諸末寺、仍而證筆如件

天正八年八月廿八日

龍澤俊派（花押影）

進上元亨院壽鑑大和尚 衣鉢閣下

山内俊光・津野親房らが出陣していることから、おそらく長宗我部氏の戦略とみられるが、国衆独自の国境地域での局地戦の可能性も排除はできない。いずれにしても、この時土佐高岡郡津野・窪川（津野町・四万十町）の津野氏・山内氏（仁井田衆窪川氏）らは、同郡須崎（須崎市）にあり魚成龍澤寺の末寺である元亨院の取り成しにより、龍澤寺への狼藉・放火を取り締まり、治安維持に努めている。禁制発給などにより保護したのであろう。土佐勢の侵攻が、一方的な侵略だけでなく、地域掌握にも有益な有力寺院を保護する一面もあつたことを示すとともに、魚成・高岡郡の地域的結び付きをうかがえる。

ここで、【史料4】やその返書には「預州」「其表」への侵攻としか記されて

いないことに留意したい。これまで、龍澤寺受発給であるため「魚成への攻撃」と限定的に扱われてきた。しかし、魚成は北之川と同じ周智郷にあつて北之川に西隣し、北之川とは容易に往来でき、地理的にも一体的である。そう考えると、先述の北之川との不和・衝突が事実であれば、魚成を直接の攻撃対象としたと捉えるだけでなく、実は北之川不和に由来する「北之川への攻撃」、あるいは周辺の「国境地域への攻撃」こそが主目的だった、という解釈もありえよう。龍澤寺は戦火拡大や狼藉行為などの波及被害を危惧し、防衛策として末寺に取り成しを依頼し、保護を得たとの理解も可能なのではないだろうか。いずれにしても、長宗我部本国土佐の防衛線である国境地域の不安定な様子を示していることは間違いない。

しかも、この頃を契機に、国境地域を中心に争乱が続いたとみられる。具体像は不明ながら、岡本城合戦直後の天正九（一五八一）年六月に西園寺公広は本家宛ての書状の中で、「當國之事、此三ヶ年以來及弓箭、無是非為躰候、（中略）乱后之故、不致分別之儀候哉」と、この三ヶ年以來（数え方によるが、天正六〇九年もしくは同七〇九年）の争乱状態を伝え、公用物未進に釈明している⁽⁴⁸⁾。同七（一五七九）年頃にも公広は、具体的な敵対勢力は不明ながら、「境目」に土佐勢が侵入したため河野氏や小早川氏（毛利氏）に支援を求めている⁽⁴⁹⁾。しかも、中平氏が同七年に比定した幡多郡衆光富氏宛ての長宗我部元親書状からは、三間口への出兵計画、河原淵地域の入魂、依然とした幡多郡国境地帯の警戒継続、光富氏の伊予出兵・帰陣を読み取れる⁽⁵⁰⁾。また、同時期には先述のとおり河原淵領での河原淵氏・芝氏らの紛争もあつたとみられる。これらは、まさしく境目での紛争と、土佐勢（幡多衆）の侵入の事実である。もちろん、これらが全て同じ出来事を指すとは限らないが、長宗我部氏・土佐衆はかつて協調関係を有した西園寺氏とも、土佐統一後には敵対するようになっていたのであり、宇和郡では彼らとの戦闘が約三年間にわたり継続されていたと考えてよいだろう。

この三年間の争乱の延長線上にあるのが、天正九年の岡本城合戦である⁽⁵¹⁾。それまでとは異なり長宗我部主力による侵攻であつたが、重要なことは主力を投

入しながらも敗退、撤退し、三間盆地東端入口までの進軍にとどまったことである。このことは、天正九年段階で長宗我部氏勢力の前線が三間盆地よりも手前にあり、いまだ宇和郡深くまでの実力行使は叶わず、勢力圏は依然北之川・河原淵付近の国境地域にとどまったままであったことを意味しよう。

直後の同年九月初頭以前には、先述のとおり長宗我部氏は一条氏へ土佐復権放棄・島居住を条件に和睦を提案していた。一条氏の潜在的影響力の抑制を期待できるものであり、東四国攻略のためにも西四国での不調を深刻化させないための措置だった可能性がある。

また、先述のとおり不和になった北之川氏は、天正九年あるいは同十一年の正月に制圧された模様である。もし、前者九年であれば五月の岡本城合戦の前提としての進入路確保という見方もできようが、後者十一年であっても慢性的な戦闘の継続と見ることもできよう。いずれにせよ、当該段階まではいまだ北之川を掌握できていなかったことは確かである。さらに言えば、北之川・魚成のさらに西、同じ周智郷の野村（西予市野村町）の野村宇都宮氏・緒方氏は、天正七・九年頃も西園寺氏に従っていた。⁽⁵³⁾

さらに、天正十一年とみられる年末には、北之川へ伊予勢が「惣国」で出兵するとの風説も流れている。⁽⁵⁴⁾ 風説を聞いた元親は事実であれば津野氏による応戦を命じており、これは同六年の津野親房・山内俊光らの出陣を連想させ、津野氏が北之川方面へ出陣を命じられる機会は少なくともなかった様子が想起される。また、「惣国」とあることは守護家河野氏主体の出兵という認識とみられ、長宗我部氏自身もいまだ国境地域への河野氏の介入を想定しており、勢力の境目が国境地域からそう遠くなかったことを見て取れる。

一方、最南の沿岸国境の御庄氏にも触れておくと、天正三年渡川合戦では一条氏として参陣した。その後の詳細な動向はつかめないものの、同十一年末に長宗我部氏は幡多郡の軍勢を送り、一城を残して落去寸前まで追い詰めているが、その後について、中平氏は同十三年まで御庄氏の抵抗は続いたとの見解を示している。⁽⁵⁵⁾ やはり四国平定の直前段階においても、いまだ沿岸部の国境地域を十分な制圧下に置いていないことを示している。

以上からは、南予進出における前線は、国境地域から幾分の伸長はあったとしても、劇的な進展をみないまま、むしろ北之川氏の不和といった後退も想定される状態で、最終段階となる天正後期を迎えていた様子が見えてくる。宇和郡での戦闘が、中平氏の指摘するとおり、東四国対策の背後防衛としての西四国における自領防衛のための境目の安定確保、防衛線の拡充・強化を目指したものととの評価を再認識できる。⁽⁵⁶⁾ しかし、国境地域の国衆すら十分に掌握下に入らず、国境地域といえども一部では制圧戦が繰り返されていたのである。

また、宇和郡では一条氏恩顧の国衆が中・南部を中心に広く存在し、北部には一条氏の親族であり協調した西園寺氏が健在で、一条兼定は土佐退去後に宇和海戸島に居住した。平井氏・中平氏が長宗我部氏の宇和郡進出と親一条勢力との関連性を指摘するように、⁽⁵⁸⁾ 長宗我部氏の宇和郡進出の背景においては、一条氏の潜在的影響力を無視できないだろう。岡本城合戦直後の兼定への和睦提案こそ、そうした長宗我部氏の認識を如実に反映しているのではないだろうか。掌握が国境地域レベルで停滞し、それすらも不十分だった背景には、北部では西園寺氏の実在をもちろんだ想定すべきだが、南部ではむしろ摂関家一族一条氏の潜在的影響力（威光）の方が念頭に置くべきであろう。長宗我部氏にとっては、一条氏恩顧の国衆の存在が自領防衛の観点から課題であり続け、その排除が宇和郡進出の重要な目的の一つになりえたことが十分に想定できる。

(2) 南予進出における高岡郡と北之川

ここまでの理解から、長宗我部氏の地域的な戦略方針も浮かび上がってくる。高岡郡と北之川・魚成の結びつきを顧みると、龍澤寺と元亨院の本末関係、元亨院による龍澤寺保護の取り成し、津野氏・山内氏らによる保護、佐竹氏の龍澤寺への帰依、河野氏の北之川出兵風聞に対する津野氏への対応命令などがみられた。佐竹氏は岡本城合戦にも参陣している。⁽⁵⁹⁾ 北之川親安の妻は波川氏であったし、喜多郡平氏との取次を担い岡本城合戦や天正十二年南予侵攻で軍勢を率いたのも高岡郡佐川（佐川町）の久武氏であった。天正十一年頃には、高岡郡蓮池の吉良氏に小田（内子町小田周辺）と北之川へ番衆を送らせ警備を命

じている。⁶⁰⁾

北之川の地理環境は、喜多・宇和・高岡の三郡の境界領域で、梶原(梶原町)方面から喜多郡、魚成・野村・宇和盆地、三間への入口で、宇和郡だけでなく喜多郡と土佐との直結をも可能にする。喜多・宇和への伊予側の分岐点として前線拠点となる場所であり、北之川の争奪は南予侵入の要衝の争奪といえる。一方、土佐高岡郡側でも小田・北之川への在番などから、梶原付近も分岐点となり前線拠点になりえるだろう。

したがって、長宗我部氏の南予進出においては、本拠岡豊(南国市)からの最短経路、かつ交流もある高岡郡こそが主要経路となったとみるのが自然であろう。東部平野部(蓮池・佐川・須崎)から津野・梶原経由で、梶原付近を起点に北之川・小田へとつなぎ、さらに宇和郡各地・喜多郡へと展開する、地域的な戦略方針が見えてくるのである。

(3) 天正十二年の侵攻実態

最終的に四国平定直前の天正十二(一五八四)年、長宗我部氏は南予へ大規模な侵攻を行う。具体的展開は、最近の拙稿でも触れてはいるが、同時に中平氏によって拙稿では及ばなかった詳細な解明も進められている。⁶¹⁾

当時、宇和・喜多両郡に与同勢力「一味」を形成していた長宗我部氏は、六月〜八月の芸予会談での毛利氏の喜多郡加勢合意を受け、八月中頃には対応を心積りし、河野通直帰国の八月末頃には久武親直に三間表へ出陣して刈田行爲を命じた。⁶²⁾ 久武率いる長宗我部勢は、九月に宇和郡に侵入すると、十一日には三間盆地手前の深田城を落とし刈田に及び、十月中頃には西園寺氏本拠の黒瀬城を落去させ宇和盆地中枢を制圧した。⁶³⁾ 同時期に、久武勢は宇和海沿岸北部の矢野保南方(八幡浜市)の南方城下(元城下)も攻略している。⁶⁴⁾ その後、早くも十月下旬には喜多郡北部の諸城を陥落させる。⁶⁵⁾ 長宗我部氏が喜多郡まで軍事侵攻したのはこの時が初見である。その意味で、それまでの侵攻とは性質が異なること捉えられ、主因は毛利氏という四国外の大名権力の関与にほかならず、目的の一つには南予の与同勢力への支援があったとみなせる。

侵攻開始直前には、喜多郡与同勢力の健在を確認しつつ、万一の場合は土佐総国で浮穴郡小田表・宇和郡三間口・喜多郡内表まで打ち出す覚悟を示していた。⁶⁶⁾ 小田は、肱川水系の上流で梶原に北接し、北之川とともに梶原経由で喜多郡に向かう最短経路である。しかも、北之川制圧後の天正十一(一五八三)年頃に長宗我部氏は、蓮池の吉良氏に小田と北之川へ番衆を送らせ警備を命じており、掌握下に置いていた。三間は、岡本城合戦の舞台となった宇和郡進入の要衝である。郡内はまさに係争地の喜多郡である。この文面からは、小田経由で肱川伝いに喜多郡へ迫り、三間経由で宇和郡中枢を狙い、そして郡内(喜多郡)までも攻勢をかけるという、喜多・宇和両郡の制圧を見据えた戦略方針が浮かび上がる。

では、実際の進軍・越境の経路はどうか。まず、土佐国内である。留意したのは、中平氏が『長元物語』『元親記』などから明らかにしたように、久武率いる三間侵攻軍勢は久武直親勢・幡多郡衆・宇和郡境目国衆で構成されたこととみられ、河原淵に着陣したとされていることである。⁶⁷⁾ 幡多郡衆に着目すれば、久武勢が一旦幡多郡へ向かい(例えば、中村経由とか、窪川・上山(四万十町)経由など)、幡多郡衆を糾合し、下山(四万十市)から河原淵へ入る経路のように見えるし、それを否定する史料の根拠もない。

しかし、幡多郡衆が加わったとしても、天正十二年侵攻の主体はあくまでも長宗我部氏(久武氏)である。確かに、幡多郡衆の場合は下山経由で北上する方が効率的だが、三間口前線の河原淵(現在の松野町から鬼北町に及ぶ広範囲)は、当時番衆を置いた北之川の南隣であり、幡多郡に限らず高岡郡からも北之川経由で到達は容易である。佐川の久武氏にしてみれば、むしろ幡多郡経由だと三間口まで遠回りして時間を要し、毛利氏の派兵という緊急事態に非効率的である。そもそも、主体の久武勢本隊の方が幡多衆を糾合するためにあえて遠回りをするのも違和感はある。すでに小田・北之川に番衆を置いた上で、小田表・三間口・郡内表(喜多郡)への出陣覚悟を表明していることに鑑みても、梶原付近を分岐点に小田方面(喜多郡)や北之川・三間方面(宇和郡)へと侵攻する方針だったと考える方が効率的で自然なのである。

高岡郡は、進軍・越境において重要な役割を担っていたし、『長元物語』『元親記』などには北之川氏・魚成氏・河原淵衆（西之川氏・芝氏）の参陣を記す。これらのことから、久武勢は高岡郡經由で北之川から河原淵へと伊予衆を糾合しながら進み、その過程のどこか（河原淵か？）で幡多衆と合流したとみる方が自然ではないかと考えている。

では、伊予進入後の進軍はどうだろう。従来の拙稿では、三間口の深田城を落とした後は、土居氏の抵抗は残りつつも宇和盆地へと進軍して黒瀬城を落とし、さらに北上して肱川下流の諸城を落とし、同時に別動隊が矢野保を攻撃したと理解していた。しかし、最近の中平氏の成果により、実際に従軍した立石正賀が晩年に著した『長元物語』にもとづき、より具体的な進軍経路が提示された⁽²⁰⁾。それは、深田城落去後には、土居氏の抵抗により三間盆地突破を諦め、国境地域の与同勢力の領域から迂回して、宇和盆地北部の多田に到達、そこから矢野保南方を軍事攻略し、その効果で宇和盆地西部の岩木（西予市宇和町）勢力も降伏し、ほどなく黒瀬城も落城。黒瀬城を駐留拠点とした可能性があるが、西園寺氏は服従せずその後も抵抗を続けた、という解釈である。さらに、史料上に直接的には現れないものの、宇和郡を進軍する久武勢の他に、小田經由で小田川伝いに、曾祢氏の内子（内子町）や平氏の北山を經由して喜多郡を直指す別動隊が編成され、その軍勢が肱川下流の諸城を攻略したという見解も提示している。新たな史料の検討や、拙稿で及ばなかった認識などにもとづく解釈であり、支持できる部分も多い。

特に、これまで見過ごされていた肱川下流横松（大洲市）への侵攻について、深田城攻略に十日ほど、宇和郡北西部への転戦から黒瀬城の攻略に一月間という所要時間から考えると、拙稿のようにその後十日ほどの間に黒瀬から進軍して毛利・河野勢の拠点横松の複数の城を落とすにいたるまでは考えにくいようにも見えるし、久武勢に従軍した立石氏筆の『長元物語』で喜多郡侵攻に一切触れていないことも気になる。小田表に番衆を置き、出陣覚悟を示していたことを顧みても、小田から別動隊の喜多郡攻略軍が侵攻していたと考えた方が無理はないように思える。

その一方で、宇和郡への侵攻については、特に経路をはじめとして議論の余地も残す。そもそも前提として、三間から多田までの経路が、史料からはつきり見えてこないことは事実である。その上で、深田城の陥落に十日ほどを要しているのに対し、その後約一月のうちに三間から宇和盆地へ迂回し、黒瀬城攻略、南方城攻略、岩木勢力の降伏を果たした時間から考えても、迂回経路は可能な限り効率的な道筋と考えねばならない。中平氏は永祿南予争乱時の一条勢の進軍経路との重複性も想起されるとも述べており、想定される最短経路としては三間東部―桜ヶ峠―野村―白髭という現国道四四一号线に並走する道筋であり、かつて一条勢が野村を經由したこともほぼ間違いない⁽²¹⁾。しかし、天正十二年頃の野村宇都宮氏・緒方氏については長宗我部氏に従った一次史料はなく、『長元物語』『元親記』にも侵攻に従軍した記述は見えないし、抵抗戦を交えた形跡も確認できず、去就は不鮮明である。つまり、三間東部を出た後、野村を通過したかどうか、通過できたとしてもその方法など、定かでない。

したがって、一つの可能性としては、桜ヶ峠なり広見川沿いなりを經由するなどして魚成・北之川方面へ抜け、野村の外縁を東から北へと与同勢力圏を使って廻り込む形で迂回し、多田宇都宮氏領域でもある郡境の稲生川上流の蔵村（西予市野村町のうち白髭・松溪付近）あたりへ入った経路が想起される。しかし、二つ目の可能性として、三間盆地は迂回しつつも、野村付近の去就によつては、何らかの方法で野村付近を通過して、明間方面や宇和盆地南東部あるいは蔵村に直接抜け、黒瀬に迫るか多田に入ったとも考えられなくはない。むしろ、前者はやや遠回り地形も険しく、後者の方が道程はより短く峻険さも少ない。

また、黒瀬城陥落後についても、中平氏が指摘するように、黒瀬に一定程度の駐留部隊を残し兵力を分けた状態で、その後約十日ほどで喜多郡へと進んで横松諸城を落とすというのは、兵力的にも時間的にも考えにくいというのの一つの考え方であろう。しかし、喜多郡攻略軍と宇和郡久武勢が別動隊であった場合には、必ずしもそうとは限らず、あり得ると思われる。

たとえば、多田や大津周辺は与同勢力や反河野の地域であったし、拙稿でも

指摘したとおり、河野氏の派兵・毛利氏の加勢は当時延引続きで全く十分ではなかった⁷²。そして、もし別動隊の喜多郡攻略軍が先行して横松に入っていたとすれば、合流できることになる。したがって、黒瀬攻略後に駐留部隊を残しつつも、与同・反河野の地域を通過し、多田からは立石氏を含む部隊は南方へ向かい、他の部隊は先行する喜多郡攻略軍と合流するべく横松を目指し、諸城を制圧したとする解釈も、可能性としては想定できるだろう。むしろ、出陣を覚悟した時の小田表・三間口・郡内表(喜多郡)の順序表記は、小田・三間を経て、喜多郡へ到り、合流して制圧する意図も含んでいるかのようでもある。

もし、やはり喜多郡は小田經由の部隊のみが攻めたと仮定した場合でも、黒瀬城陥落後の宇和郡の久武勢が、与同地域の多田まで軍勢を進め、矢野保ほか郡境地域の制圧にあたったことも考えられる。とはいえ、いずれの解釈も推測の域を出ず、決定的論拠に欠けるため、今後の議論の深まりを待ちたい。

次に、多田を特筆することについて考えてみたい。実は『長元物語』では「逆心の由注進あるに付て」と、多田宇都宮氏が敵対したという記述になっている⁷³。そもそも多田宇都宮氏が長宗我部氏に従属していた徴証はないのであるが、河野・西園寺方とは敵対していた。石野氏が指摘するように同年二月には多田衆の一部が西園寺氏に調略されるといった内紛状態にあったこと⁷⁴から、この記述は一部の多田衆の離反を反映した記述かもしれない⁷⁵。その打開支援が来援の目的の一つであったことも想起される。しかも、「則ち多田へ打越し陳取り、南方へ相働き」「多田へ打越し南方の城を取る」と、多田での戦闘を記すことなく、多田に着陣して南方を攻めたとしている。多田宇都宮氏領域が南方方面へも伸びていた可能性も指摘されていること⁷⁶から、多田を攻略拠点に、そこから南方方面の離反制圧や撰津氏攻略に向け、矢野保へ侵攻したことを示唆する。

矢野保大平(八幡浜市)の萩森宇都宮氏は、天正十三(一五八五)年二月の延尾合戦で河野・毛利方として横松の瀧之城へ参陣しようとしたところ、敵方の蜂起で足止めされている⁷⁶。矢野保方面にも親河野勢力と反河野勢力が混在していたようだ。萩森城の東側には長宗我部氏の城郭の特徴を見せる萩森東城も

確認されている⁷⁷。これらから、長宗我部勢侵攻は、喜多郡大津盆地はもちろんながら、宇和盆地北部の多田宇都宮氏や矢野保の反河野勢力といった喜多郡外縁の与同勢力の支援をも意識し、南予北部一帯において河野・毛利勢力ほか敵対勢力を一掃することで与同勢力を保全する狙いがあつたとみられる。

また、三間を攻めあぐねた後、約一か月で、迂回、黒瀬城攻略、南方城攻略、岩木勢力降伏をなした上、『長元物語』では南方城を落として「方々へ働く」とも記すが、これらを全て一本の時系列で捉えるには難しいように思われる。むしろ、『長元物語』に多田へ「陳取り」と記すことは示唆的で、多田に陣を張り、「方々へ働く」とは多田を拠点に軍勢を分けて同時並行的に展開した様子を示すのかもしれない⁷⁸。その一つに南方城攻略があり、連鎖的に岩木勢力降伏などもあると考えるべきかもしれない。

ここで、考古学の知見からも補足したい。まず、三間攻略を諦めた後の事後処理について、松田氏の指摘によれば、盆地入口の岡本城では、長宗我部氏の築城技術とされる横堀とセツトになった畝状堅堀群が認められ、他の鬼北地域の城郭とは時期差がある⁷⁹。岡本城への再侵攻、すなわち天正十二年に改修されたものと考えられている⁸⁰。九月十一日の深田城の攻略後(もしくは同時期)に岡本城を攻め落としたとしても、改修には更に時間を要するため、転進して黒瀬・南方の攻略を続けている間も、岡本城に一定の軍勢を駐留させたと考えざるをえない。そして、その目的は大森城土居氏への対応であろう。黒瀬城郭群についても、日和佐宣正氏、中平氏は、岡城・我古城の長宗我部氏による改修痕跡から駐留拠点とされたのではないかとの見解を示している⁸¹。同様に転進後の三間においても岡本城を攻略拠点とし、将来的に三間を制圧した際には駐留・支配拠点とすることを想定していた可能性は十分にある。

宇和盆地中枢の黒瀬城郭群について触れると、やはり松田氏によれば、南側丘陵東端の我古城では、帯曲輪の端に土塁を構築途中でやめている部分も認められる⁸²。九月下旬か十月上旬頃に攻城戦を始めた頃から付城として改修を始めた可能性と、十月中旬頃の攻略後から改修にかかった可能性とがある。前者であれば、黒瀬落城とともに改修を停止したかもしれないが、攻略後も駐

【史料5】

今年之吉慶珍重にて、誠去以来御庄表旁御／在番ニ打續、又来村表／御打出之由、御心懸難申／尽候、於巨細者、親茂へ申／談候間、定而可有演達候而／不具候、恐々謹言

正月一日亥 元 御判きりぬき

和田殿

北本殿

松田殿

押川殿

御宿所

矢野保南方の感状も(同十二年)十二月二十二日付けであることから、同十二年九(十一月)の南予侵攻に連動する可能性が高い。「打出」による戦果には触れてないため規模や目的ははっきりとはしないものの、在番衆によるかなりの遠征であり、途中の津島周辺を掌握していた事実も判然としないことから、野本氏も述べるような索敵、あるいは牽制のような行動とみるのが妥当であろう。つまり、御庄方面においても、天正十二年初頭頃に概ね制圧したものの一部で抵抗が続けたことに加え、同年後期でも最前線はまだ津島や来村付近に及ぶかどうかという状況であったのだ。

天正十二年侵攻では、久武勢・幡多郡衆・国境地域国衆らの大規模軍勢が、三間経由で侵攻している。三間口での初戦が三間盆地入口だったこと、三間土居氏が抵抗を続けたことから、当時なお三間盆地入口までが到達可能な勢力最前線だったと見受けられる。久武勢があえて三間口から侵攻したことは、三間盆地すら掌握できていなかった宇和郡において、この機に三間盆地・宇和盆地・矢野保など宇和郡中・北西部という中枢・要地を軍事制圧することに相応の重点を置いたことがうかがえ、むしろ実は主目的だったかのようにも映る。特に、黒瀬城の制圧は、当初からの西園寺氏権力に対する意識と少なからず関連性があるのかもしれない。三間制圧を諦めてもお、喜多郡に直行せず宇和

盆地・矢野保を攻略した背景には、西園寺氏の求心権力としての有益性を認識し、軍事侵攻で包摂しようとする目的があったのではないだろうか。しかも、宇和郡北西部の掌握は喜多郡南辺の防衛も併せ持ち、引いては南予北部での長宗我部氏勢力圏拡充による自領防衛強化ともなる。さらに当該侵攻の目的には、南予の与同勢力への支援はもちろんだが、もう一つ、当時伊予領有権をめぐる中央政権との交渉でも毛利氏と争うという長宗我部氏の隠れた思惑があったのではないだろうか。すなわち、毛利氏の喜多郡からの勢力伸長に対抗し、宇和郡において少しでも勢力圏を拡大し、特に宇和郡の中・北西部(中枢地域)を確保することで、宇和郡方面での実効力の既成事実をより多く形成しておきたいとの狙いがあったようにも考えられる。

しかし、九月初めの侵入から二か月足らずの十月末までに宇和郡北西部の各拠点や喜多郡北部の諸城を制圧するという、短期での矢継ぎ早な侵攻であった上、未侵攻域や抵抗を残したまま、早くもその約一か月後の十一月頃には伊予から撤退したようで、この時期に伊予領有権の獲得手段を対中央・対地域ともに実力行使から交渉へと方針転換したようである。つまり、喜多郡・宇和郡ともに南予全域を十分に征服できていたとは、到底考えられないのである。すでに周知の中予河野氏勢力圏の未征服に加え、従来長宗我部氏による征服という印象の強い南予についても、四国平定直前段階の軍事侵攻をもってしても、特に喜多郡北部から宇和郡中・西部を中心に掌握は叶っていなかったのである。

おわりに

一条氏・長宗我部氏の南予進出における対極的ともいえる違いは、旧稿でも概略を述べたが、視点や知見を加味することで新たな様相も見出された。

一条氏と南予の関りは、半世紀以上の長期に及ぶ。宇和郡での権門勢力のネットワークや、喜多郡での幕府公認の地域権力との協調という、伝統的権限・権威保持者との関係を優先するとともに、沿岸・内陸双方の国境地域に進出拠点を形成し、宇和郡南部から沿岸・水系伝いに勢力を浸透させる進出方

針もうかがえた。特に、初期段階で宇和郡を代表する西園寺氏や南部の有力権門勢力の御庄氏を一族化・家臣化し、喜多郡でも代表する宇都宮氏を進出当初に姻族化しており、自権力に取り込み西南四国一帯での秩序形成に利用する最初の布石としての意図をうかがえる。「郡」という国郡への意識を示唆することも興味深い。撰閥家一族の一条氏が伝統的秩序を意識したとみられる一方で、国衆にとっても、一条氏は南予の伝統的権限由来の求心権力と親族・主家の関係にある最高峰の権威・権力であり、かつ隣国土佐の支配根拠を有する存在でもあるため、接近・従属する有益性は見出せよう。一条氏が南予も含め西南四国で地域秩序を形成できた根拠は、この辺りの相互利害に求められるのではないだろうか。西南四国という依存権力が限られる地域にあって、直接的に旧来の伝統的権限による正当性を持たずとも、少なからず旧来の所縁（紐帯）を持つ、西南四国周辺でも最高位の伝統的権威を、国衆が依存根拠（秩序形成根拠）にした可能性は十分想定可能であろう。

西園寺氏勢力の辺縁・圏外の宇和郡南部や国境地域という、一条氏が進出余地を見出せる地域から、国衆の一族化や主従関係などを進め、最終的には宇和郡中部付近を緩衝地帯に、中・南部はある意味一条氏の勢力圏といっても過言ではない状況にあったといえる。さらに、宇和郡北部・喜多郡には姻戚関係の西園寺氏・宇都宮氏があり、本稿では触れなかったが佐田岬方面にも姻戚関係の大夫氏の勢力が伸びていたため、一条氏を取り巻く地域秩序のネットワークは、南予一帯に広がっていたのである。ただし、一条氏は自らが領国支配を及ぼした様子はなく、また、軍事侵攻の確認事例も限られており、軍事制圧による勢力拡大はほとんど見られない。したがって、一条氏の南予進出は、本来南予に伝統的権限を持たないことによる限界の中で進められた、あくまで土佐を東進するための背後防衛としての要素が強かったのではないだろうか。それは、非戦闘的な手段を中心に、長期間にわたり広範囲において恒常的な影響力浸透を実現させたものであった。

一方、長宗我部氏の場合、一条氏時代からだ二十年前後、土佐統一以降では十年以内と短期間である。その間、西園寺氏の包摂を試みた形跡からは、や

はり南予の伝統的権威を重視した可能性はあるが、宇都宮氏は衰退し、西園寺氏との関係も不安定で、土佐の一条内政・政親推戴による効果も見て取れず、伝統的権限由来の支配の正当性の包摂は困難だったとみられる。高岡郡を主要経路とし、梶原付近を起点に北之川や小田などから進出し、喜多郡・宇和郡各地へ展開する戦略方針もうかがえたが、与同勢力は宇和郡では主に国境寄りの東側中心にとどまり、しかも結末は十分ではなかった模様で、喜多郡でも一部国衆との緩やかな結び付きであった。あくまで自領防衛のための境目安定確保を主目的にしたと見れば整合的である。その一方で、現地事情として南予に一条氏の潜在的影響力が残留し、長宗我部氏に反発する意識も一定程度念頭に置くべきで、その具現化のような争乱も続いた。一条氏の潜在的影響力の払拭は、長宗我部氏の南予進出の課題であり目的にもなったであろうことをあらためて認識させられる。すでに長期にわたり関係が醸成された親一条氏勢力を克服して、新たな秩序を構築するには、圧倒的に時間不足でもあったろう。南予で長宗我部氏が一条氏の継承権力として同等の支持を得るにはいたらず、そうした長宗我部氏とあえて結び付く最大の根拠は、権威的裏付けによる権益保証や存立保護ではなく、やはり眼前の危険を克服して現実的な存立保護を期待できる、強制的実効力たる軍事力に求められるのではないだろうか。翻せば、そうならざるをえなかった長宗我部氏の限界をも見て取れるのかもしれない。

その軍事力による侵攻も、天正十二（一五八四）年侵攻でも、喜多郡北部・宇和郡北西部では一部で新規の拠点制圧をみたものの、依然として未制圧地域も多く、宇和郡南部でも御庄を概ね制圧した以外は来村へ素敵をかける程度で、広く未制圧や抵抗を残し、しかも短期間で撤退した。長宗我部氏の侵攻は、与同勢力支援の形は取りつつも、本質的には自領防衛と言えるものだろうが、四国平定前の天正十二年侵攻においては、伊予領有権を毛利氏と争う中で既成事実作りとしても有意義であり、毛利・河野勢力との境目たる喜多郡と宇和郡中・北西部において勢力圏を維持・拡大することで、その先に伊予領有権獲得を見据えていたのかもしれない。長宗我部氏の南予進出は、やはり基本的には東方展開のための自領背後防衛と考えられるものの、結果的に短期間で

時間的制約も大きく、一条氏のような親族化や主従関係といった強固な結束を十分に醸成するまでにはいたらず、暫定的に結び付くと同関係に留まったようだ。範囲も限定的で、軍事制圧も一時的・地域限定的に終わった。南予で恒常性のある国衆掌握はほとんど叶っておらず、影響力も一条氏ほど広域に及ばず、それを軍事侵攻で克服して全域的な制圧を実現することもできなかったのである。

四国の戦国史では、長宗我部氏の存在感が大きい。しかし、西南四国の南予・幡多郡は長く権門勢力の実効支配が継続された地域でもある。南予の権力構造は、西園寺氏の存在はもちろんながら、前関白の直系一族という高度な貴種性を備える一条氏に規定される側面も多分にあつたと考えられ、その点では長宗我部氏の及ぶところではない。一条氏と長宗我部氏の南予への関与には、志向性に類似性も認められるものの、実態としては顕著な差異が認められ、南予における一条氏の存在感と長宗我部氏の限界が顕在化するものである。

※愛媛県歴史文化博物館 専門学芸員・担当係長

註

- (1) 朝倉慶景 a 「伊予西園寺氏と土佐一条氏のかかわり―天正期を中心にして―」『伊予史談』二七五、一九八九年)、同 b 「土佐一条氏の伊予進出について」『伊予史談』二九五、一九九四年)、石野弥栄 「伊予国宇和郡における戦国期領主の存在形態」(『瀬戸内海地域史研究』八、二〇〇〇年)、市村高男編 『中世土佐の世界と一条氏』(高志書院、二〇一〇年)、津野倫明 「土佐一条家にみる中世伊予の終焉」『伊予史談』三八二、二〇一六年)
- (2) 拙稿 a 「天正前期の喜多郡争乱の地域的展開―天正七年前後の争乱と予土和陸をめぐって―」(『四国中世史研究』一〇、二〇〇九年)、中平景介 a 「天正前期の宇

和郡・喜多郡と長宗我部氏」(『十六世紀史論叢』九、二〇一八年)、同 b 「天正十二年における長宗我部氏の宇和郡・喜多郡侵攻過程について」(『四国中世史研究』一八、二〇二五年)、拙稿 b 「四国平定・国分直前の毛利氏の南予加勢―天正十二年末―十三年前期を中心に―」(同前)。

拙稿 b の戦国最末期の長宗我部氏の伊予掌握範囲については、浮穴郡小田への在番などから、浮穴郡南西端部も加える必要があつたことを、ここで追記しておきたい。

- (3) 平井上総 『長宗我部元親・盛親』(ミネルヴァ書房、二〇一六年)
- (4) 拙稿 「一条氏・長宗我部氏の南予進出実態を考える」(『西南四国の中世社会と公家』、高知県立歴史民俗資料館、二〇二四年)
- (5) 石野弥栄 「戦国末期河野氏と南予の戦乱」(同 『中世河野氏権力の形成と展開』、戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇〇年・二〇〇四年)、藤木久志 『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)
- (6) 中平景介 「戦国末期の伊予河野氏と地域秩序―天正年間を中心として―」(川岡勉編 『瀬戸内の中世』 1 権力・城館・宗教・高志書院、二〇二五年)
- (7) 土佐一条家繰出位牌(前掲註(1) 朝倉氏論考 a)
- (8) 石野弥栄 「伊予御荘氏と青蓮院門跡領観自在寺(下)」(『伊予史談』二二三、一九七四年)、前掲註(1) 朝倉氏論考 b)
- (9) 『愛南町史』(愛南町、二〇一八年)
- (10) 『歴名土代』(従五位下) 『群書類従』一八、続群書類従完成会、一九五九年)
- (11) 永禄三年鑰山山王宮棟札(前掲註(4) 図録)
- (12) 弘治三年二月二十九日一条氏奉行人奉書写、同年卯月二十九日一条氏奉行人奉書写「土佐国蠶簡集」(『高知県史』古代中世史料編、高知県、一九七七年、蠶簡集二六三、二七〇、以下略記『高知』)、永禄十二年十一月十七日一条氏奉行人奉書写「土佐国蠶簡集拾遺」(『愛媛県史』資料編古代・中世、愛媛県、一九八三年、二〇七七、以下略記『愛媛』)
- (13) 七月二十六日大友家加判衆連署状写「土佐国蠶簡集拾遺」(『高知』蠶簡集拾遺二七九)。
- 宛所は「土居式部大輔」で、三間土居氏とする比定は、石野弥栄 「戦国期南予の在地領主と土佐一条氏―戦国期の諸合戦の展開をめぐって―」(前掲註(1) 市村氏編書)、川口成人・窪田頌 「本覚院文書にみる戦国期の畠山・大友間交渉」(『古

文書研究』九七、二〇二四年)による。

なお、宛所は、土居式部大輔清良だとすると寛永六(一六二九)年に八十四歳で没したとされており(『清良記』巻三十)、生誕は天文十五(一五四六)年になるので、ここでは該当しない。また、先代(養父)清貞は備中守、実父清晴は志摩守、先々代(祖父)清宗は伊豆守と、前代の当主クラスに「式部」は見当たらない。管見の限り、三間土居氏に比定する確定的根拠は確認できていない。しかし、官途改称、後世の事実誤認、宛所改変などの可能性も否定できないので、三間土居氏の可能性を完全に排除するべきではない。むしろ、石野氏が説くように書状内容からは土居宗珊のような一条氏の家臣とは考えにくく、川口・窪田論考が説く背景情勢に書状内容を照らしても、南予方面の領主が相応しく、宛所が原文書のままであれば(本文書は写本)三間土居氏の一族に限られてくる。

(14) 『清良記』巻一(清宗繁盛の事、清良土佐へ落ちられる事)(松浦郁郎校訂『清良記』私家版、一九七五年)

(15) 前掲註(1) 朝倉氏論考a、石野氏論考

(16) 『吉田古記』立間村(『宇和旧記』下巻、愛媛県青年処女協会、一九二八年)

(17) 前掲註(13) 石野氏論考

(18) 永禄十三年霜月十八日延川天満宮棟札(石野弥栄「南予の永禄合戦に関する再検討」、『よど』一六、二〇一五年)、永禄十年七月吉日一条氏奉行人奉書写「宇和旧記(西園寺殿之事)」「愛媛」一九九三)、永禄十一年二月九日河野通宣感状写「藩中古文書(村上小四郎蔵文書)」「戦国遺文 瀬戸内水軍編」、東京堂出版、二〇一二年、二五二、以下略記『戦瀬』、九月二十八日長宗我部元親書状写「宇和旧記(河原淵殿之事)」「愛媛」一九九四)

(19) 松田直則a「一条氏と南予地域の城郭」(前掲註(4) 図録)、同b「四国西南地域の城郭」・同c「一条家の家臣団と城郭」(松田直則・日和佐宣正編『四国の名城を歩く 愛媛・高知編』、吉川弘文館、二〇二四年)

(20) 永禄六年諸役人附(『群書類従』第二九輯、続群書類従完成会、一九九二年)

(21) 孟夏上澣一条兼定宛行状「柁谷文書」(『愛媛』二二七)。

年未詳文書であるが、梶谷氏の家伝に受給者中務丞景雄の父伊豆守の命日は天正四(一五七六)年五月とあり(『愛媛県歴史文化博物館資料目録』七 武家文書目録、同館、二〇〇〇年、解題)家督相続はその頃以降とみられることや、景雄が中務丞から中務少輔へ改称する時期が、景雄宛文書にみる河野通直の花押形状などか

ら遅くとも天正七(一五七九)年三月以前に推定されること(拙稿「河野通直(牛福)の花押の変遷について」、『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』一六、二〇一一年)などから、四月の本文書は天正五・六年頃に絞られる可能性がある。

(22) 『日本史』第四章 巡察師の長崎帰還について(松田毅一・川崎桃太郎『日本史』十 西九州編II、中央公論社、一九七九年)、「インド管区長への宣教師コエリヨ報告書(一五八二年)」「松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第六卷、同朋舎出版、一九九一年)

(23) 前掲註(13) 石野氏論考、前掲註(1) 津野氏論考

(24) 天正十五年正月吉日御庄基経知行目録「愛媛県歴史文化博物館所蔵文書」(『戦国乱世の伊予と城』、愛媛県歴史文化博物館、二〇二〇年。前掲註(4) 図録にも掲載)。

(25) 石野弥栄「土佐一条氏発給文書に関する一考察」袖に「御給」、「御給田之事」と記した文書をめぐって(『よど』九、二〇〇八年)

(26) 前掲註(1) 津野氏論考

(27) 前掲註(2) 拙稿a、中平氏論考a

(28) 九月二十八日長宗我部元親書状写「宇和旧記(河原淵殿之事)」「愛媛」一九九四)

(29) 八月十五日吉良親貞書状写「藩中古文書(村上小四郎蔵文書)」「戦瀬」三九四)、六月二日長宗我部元親書状写「宇和旧記(西園寺殿之事)」「愛媛」二四七二)、七月十一日長宗我部元親書状「戦国武将書翰集」(村井祐樹編『戦国武将書翰集』、JSPS24K00109「原本史料情報解析」の手法による益田家文書を中心とした中世武家文書の史料学的研究」(研究代表者/村井祐樹)、二〇二五年)。

七月十一日元親書状は毛利・小早川宛で、年次を同書では「備前再乱」などの文言から天正七年に比定しているが、天正三年の可能性もある。ただ、いずれにしても天正初期頃まで毛利氏と友好関係を維持していたことを示す。

(30) 「宇和旧記(北之川殿之事)」北之川、「(同)(河原淵殿之事)」河原淵村・広見村(『宇和旧記』上巻、愛媛県青年処女協会、一九二八年)

(31) 七月二十八日長宗我部元親書状写「寺院文書写(龍澤寺文書写)」(拙稿「伊予史談会文庫架蔵 影写本I—中世から近世初頭の諸家・寺院・神社—」、『伊予史談』四〇〇、二〇二一年。前掲註(4) 図録にも掲載)。

(32) 天正九年正月十六日小松政忠寄進状写「宇和旧記(魚成殿之事)」魚成村(『愛媛』二二五九)

(33) 卯月十一日長宗我部元親書状写「玉津村清家文書」(『愛媛』二四〇九)。

元親花押影は、野本亮「長宗我部元親発給文書に関する若干の考察―永祿期〜天正後期を中心にして―」(『高知県立歴史民俗資料館研究紀要』一一、二〇〇二年)から天正後期頃の形状に相当する。年次は、前掲註(2) 拙稿a、中平氏論考a、拙稿「戦国最末期毛利氏の伊予喜多郡派兵と芸予土関係―派兵の推移・実態と意義―」(『四国中世史研究』一四、二〇一七年)などによる。

(34) 前掲註(13) 石野氏論考。

年次について、天正十二年黒瀬落城後の従属として翌十三年とする解釈もあるが、石野氏が指摘するように、屈服させた側の姿勢として不自然であるため、該当しないと考えている。

(35) 秋澤繁「織豊期長宗我部氏の側面―土佐一条氏との関係(御所体制)をめぐって―」(平井上総編『長宗我部元親』(戎光祥出版、二〇一四年、初出二〇〇〇年)

(36) 「宇和旧記(河原淵殿之事)」河原淵村・広見村(前掲註(30)『宇和旧記』)

(37) 八月十六日長宗我部元親書状写「土佐国蠹簡集」(『高知 蠹簡集八四二』)

(38) 前掲註(2) 中平氏論考aでは、南予の具体的事例からこれを明らかにしている。

(39) 十一月十四日中山重房・忠秀書状「石谷家文書」(浅利尚民・内池英樹編『石谷家文書 將軍側近のみた戦国乱世』、吉川弘文館、二〇一五年、二一九)。

原文には「手寄之分在之」とあり、『日本国語大辞典』(第一四卷、小学館、一九七六年)によれば「手寄(てより)」は「手蔓(てづる)」と同義で「たより」の意味がある。読み方には「たよせ」もある。同様に「手」を「た」と読む用例は「手綱」「手向」「手折」など珍しくない。これらから、「手寄」の意味は文脈からも「たより(頼り)」が適当であろう。もしかすると、読み方自体も「頼り」の当て字として「たより」と読ませた可能性もある。

(40) 前掲註(2) 拙稿a、中平氏論考

(41) 七月六日長宗我部元親書状(橋詰茂「長宗我部元親新出文書について」、『香川県立文書館紀要』一一号、二〇〇七年)。

橋詰論考は天正五年、前掲註(2) 拙稿aは同十二・十三年、桑名洋一「天正期伊予国喜多郡における戦乱について―曾根宣高の動きを中心に―」(『伊予史談』三五五号・二〇〇九年)は同五・六年、藤井哲治「天正期から関ヶ原にかけての曾根氏の動向を中心にして」(『温古』復刊三九、二〇一七年)は同十二年に比定。

なお、仲介者「久武内蔵介」の記載から、候補者二人(兄親信、弟親直)の官途

改変期、南予への関与時期、生没年などから、天正五〜八年か十三年に絞られる。さらに、曾根氏は八年閏三月には河野氏から「諸堺」静謐の協力を丁重な文言とともに依頼されていた(閏三月九日河野通直書状写「古簡雜纂」五(国立国会図書館蔵)。同じ頃、河野氏は大津表への攻撃も行っている(八月六日河野通直書状写「大野芳夫氏所蔵文書」。年次比定は、前掲註(21) 拙稿、拙稿「河野・毛利の関係深化と喜多郡争乱」(『歴史研究』七三八、戎光祥出版、二〇二六年)。その後、曾根氏は十一・十二年頃には長宗我部氏と通じるものの、最終的に十三年春からは毛利氏に属して軍事行動をとる(七月二十日小早川隆景書状写「閩閩録(曾根三郎右衛門)」(『愛媛』一三三二)という去就の変遷を見せている。

これらに照らすと、天正八年頃に曾根・平氏ら喜多郡国衆へ河野氏と長宗我部氏の双方から調略戦が展開され、曾根氏は天正八年閏三月に河野氏から協力「依頼」を受ける一方で、実は長宗我部氏からも同時期に南予進出の足掛かりとして勧誘された結果、長宗我部氏に属して本史料を発給されたとして、同八年頃の可能性もある。「田平」という宛名誤記も、接触初期の様相を匂わせる。

しかし、一方で元親の花押形状は天正後期の方が相応しいようにも見える(前掲註(33) 野本氏論考)。そのため、両属的で不安定な曾根氏が、天正十三年に毛利氏に属した後も長宗我部氏にもいまだ与同の余地を示し、同年の四国出兵という一大事を迎えた長宗我部氏から自陣営への引き留めを図られた、という解釈も可能性として否定できない。

いずれにしても、曾根氏の両属性とその懐柔戦という解釈が想起され、同氏の特質を反映していると言える。

(42) 前掲註(4) 凶録(Ⅲ―Ⅳ五 大洲市元城跡)

(43) 十二月十四日瀧本寺栄音・中島重房連署書状「金子文書」(『愛媛』二四四三)

(44) 「宇和旧記(北之川殿之事)」北之川(前掲註(30)『宇和旧記』)

(45) 桜井久次郎『伊予三滝城論考』(私家版、一九六八年)、中平景介「予土和陸と芸予土入魂―天正十一年における毛利・長宗我部関係を中心に―」(『四国中世史研究』一四、二〇一七年)

(46) 高野山松門院過去帳写「宇和郡史料」四(伊予史談会文庫蔵)

(47) 天正八年八月二十八日龍澤寺俊派書状写、同年九月七日元亨院寿鑑書状写「土佐国蠹簡集」(『愛媛』二二五六、二二五七)

(48) 龍澤寺修復委員会編『禹門山龍澤寺』(禹門山龍澤寺、一九八三年)

- (49) 六月二十四日西園寺公広書状「狩野亨吉氏蒐集文書」(前掲註(4)(24) 図録)
- (50) 二月二十一日西園寺公広書状「乃美文書」(『戦瀬』四九二)。
年次を旧稿で天正五年に比定していたが、前掲註(2) 中平氏論考aの指摘に従い、天正七年を支持し修正したい。
- (51) 前掲註(2) 中平氏論考a。前掲註(37) 『高知』 蠹簡集八四二、十月二十六日長宗我部元親書状写「土佐国蠹簡集」(『高知』 蠹簡集八四五)。
- (52) 岡本城合戦の歴史的评价については、天正九年比定が有力視されるようになったことに伴い、東近伸氏・桑名氏のように長宗我部氏の四国戦略や織田政権の四国政策など本能寺の変の直前情勢に結び付けて捉えようとする見解と、中平氏のように周辺情勢へ影響は不明瞭としてあくまで境目地域の局地戦の一つとして捉えようとする見解の、大きく二説が提唱されている(東近伸「本能寺ノ変直前の四国の軍事情勢と岡本合戦の意義―土佐側から見た『清良記』・岡本合戦天正九年説の再検討―」(『よど』二〇、二〇一九年)、桑名洋一「信長政権期の伊予」(『伊予史談』四〇一、二〇二一年)、中平景介「三間岡本合戦考―天正九年説における評価をめぐって―」(『伊予史談』四〇九、二〇二三年)。本稿で詳述の用意はないが、中平氏の指摘する周辺情勢への影響の不明瞭さは首肯できることから、確かにインパクトのある合戦であったとしても、史上有数の事件ほか周辺諸情勢を大きく左右した要素というよりは、あくまで境目地域で繰り返された局地的攻防戦が発展した戦闘とするのが妥当、という同氏の評価に蓋然性を見出せると考えている。
- (53) 天正七年二月十九日西園寺公広加官状写、同九年九月十一日西園寺公広宛行状写「宇和旧記(野村殿之事)」野村(前掲註(30) 『宇和旧記』)
- (54) 十二月十六日長宗我部元親書状写「土佐国蠹簡集」(『愛媛』一九九五)。
年次は、宛先の津野親忠の家督継承以降で、河野氏の南予出兵が予想され長宗我部氏の対応も可能な時期として、まず天正六〜十一年の間が想定できる。うち、風説が流れる可能性は長宗我部氏の北之川攻撃や、河野氏の喜多郡平定あたりが候補になり、なかでも十一年頃まで長宗我部氏の北之川攻撃が行われた形跡がある中で、十一年に河野氏は喜多郡平定を企図し、毛利氏との協議ほか積極的な介入を始めている。実際に北之川まで対象にしたかは分からないものの、「惣国」として北之川へも奪還戦を仕掛ける風説が流れる環境として最も相応しく、確定的ではないものの、従来理解の天正十一年比定は整合的と考えている。
- (55) 正月十五日長宗我部元親書状「金子文書」(『愛媛』二四〇六)
- (56) 前掲註(2) 中平氏論考b
- (57) 前掲註(2) 中平氏論考a
- (58) 前掲註(2) 平井氏著書、中平氏論考a
- (59) 前掲註(52) 東近氏論考
- (60) 三月九日長宗我部元親書状写「土佐国蠹簡集」(『高知』 蠹簡集八二八)。
年次は、朝倉慶景「戦国期の土佐吉良氏についての一考察」(『土佐史談』一二二五、二〇〇四年) によるが、北之川攻め後の状況に整合的であることは確かながら、北之川攻めは年次をはじめ不確定要素が多いこともあり、可能性は高いとしても必ずしも確定的ではない。
- (61) 前掲註(2) 拙稿b、中平氏論考a
- (62) 八月十八日長宗我部元親書状、十二月十四日瀧本寺栄音・中島重房連署書状「金子文書」(『愛媛』二四二四、二四四三)
- (63) 前掲註(62) 前者、八月十八日瀧本寺栄音書状、九月一日瀧本寺栄音書状「金子文書」(『愛媛』二四二四、二四二五、二四二七)
- (64) 九月十五日長宗我部元親書状「金子文書」(『愛媛』二四三〇)、十月二十六日毛利輝元書状「桂文書」(『戦瀬』九一一)
- (65) 十二月二十二日長宗我部元親書状写「土佐国蠹簡集」(『愛媛』二二四三)
- (66) 十一月三日毛利輝元書状「桂文書」、十一月五日小早川隆景書状写「城戸文書」、十一月六日毛利輝元書状「桂文書」(『戦瀬』九一三、九一四、九一五)
- (67) 八月十八日長宗我部元親書状、同日瀧本寺栄音書状「金子文書」(『愛媛』二四二四、二四二五)
- (68) 前掲註(2) 中平氏論考b
- (69) 十月二十八日毛利輝元書状写「高申土居家文書」(『愛媛』二三四五)
- (70) 前掲註(2) 中平氏論考b
- (71) 石野弥栄「高嶋合戦再論」(『よど』五、二〇〇四年)、拙稿「一条氏布陣地「高嶋」をめぐる諸問題―現地調査・地理環境・合戦直前情勢から―」(『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』二八、二〇二三年)
- (72) 前掲註(2) 拙稿b
- (73) 「長元物語」(『四国史料集』、人物往来社、一九六六年)。
前掲註(2) 中平氏論考bが引用する高知県立高知城博物館本では、「無降参之由有注進付」と記す。

- (74) 二月十七日出淵盛政書状「屋代島村上文書」(『戦瀬』八八四)。
史料解釈は、石野弥栄「天正後期宇和郡の政治・軍事情勢の一断面―黒瀬城陥落前後を中心に―」(『よど』一七、二〇一七年)による。
- (75) 前掲註(71) 石野氏論考
- (76) 二月五日萩森元教書状写「大野芳夫氏所蔵文書」(『愛媛』二四四六)
- (77) 宮尾克彦「萩森城遺構確認調査報告書」(私家版、二〇〇〇年)
- (78) 前掲註(19) 松田氏論考^a
- (79) 日和佐宣正「黒瀬城」(前掲註(19) 松田・日和佐編書、前掲註(2) 中平氏論考^b)
- (80) 前掲註(19) 松田氏論考^b
- (81) 前掲註(2) 拙稿^b
- (82) 前掲註(63) 『愛媛』二四二七の「為山見生口被差渡」を、「為山を「御庄口」へ差し渡さる」と誤認していたが、「山見」として「生口」を差し渡さる」というふうに東予情勢の記述として修正する。
- (83) 正月一日長宗我部元親書状写「加賀野井家文書」所収「郷中ニ在之一豊并元親之判物写一帖」(野本亮「加賀野井家文書にみる長宗我部氏関連史料について」、『高知県立歴史民俗資料館研究紀要』二六、二〇二二年)。
前掲註(2) 中平氏論考^bの「付記」で言及。年次はこれに従い、御庄と来村との距離や時間経過などに基づき天正十三年に比定。
- (84) 前掲註(2) 拙稿^b